

健診結果が「要治療」「要精密検査」の方に 早期受診のお声がけをお願いします

健診結果「要治療」「要精密検査」を、そのまま放置すると…

健診結果が
「要治療」「要精密検査」

そのまま放置

重症化

・従業員の休職
・生産性の低下

自覚症状がないからと「高血圧」「高血糖」などを放置すると

脳卒中



心筋梗塞



足の壊疽



などの病気を引き起こす可能性があります。

協会けんぽが実施する受診勧奨について

早期に医療機関へ受診いただくためのご案内をお送りしています。

事業主様におかれましては、従業員様へ受診案内の周知をお願いいたします。

送付対象者

- ① 健診受診前月及び健診受診後3ヵ月以内に医療機関を未受診の方。
- ② 以下の基準のいずれかひとつでも該当する方。

収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c (NGSP値)	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dl以上	6.5%以上	180mg/dl以上

送付対象者のうち、より重症域の方には受診状況等を再度確認させていただく場合があります。



上記の内容のお問い合わせは 保健グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス③

「要治療」等の方の医療機関受診率が向上すると **保険料率の引き下げ** につながる **可能性** があります！

受診勧奨を受けた方の医療機関受診率は保険料率の引き下げにつながるインセンティブ制度の評価指標のひとつとなっています。群馬支部の令和3年度の要治療者の医療機関受診率は全国順位29位。

インセンティブ（報奨金）制度の詳細についてはこちら ▶▶▶



旧様式の各種申請書（届出書）は 間もなくシステム対応できなくなります

協会けんぽでは、令和5年1月より各種申請書（届出書）の様式を変更しています。
新様式では新システムによる自動審査を導入して審査を迅速化・効率化しています。

※旧様式で申請（届出）された場合は、新システムによる自動審査に対応していないため、通常より審査に時間を要することとなります。必ず新様式をご使用ください。

※旧様式に対応した旧システムによる審査は令和5年9月で終了する予定です。

ご注意
ください！

領収書・証明書等 原本は返却できません

協会けんぽで受付した申請書及び添付書類（領収書や証明書等）は、すべて協会けんぽの所有情報となることから、手続き完了後は返却することができません。従業員様が協会けんぽへ申請される際はご注意ください。いただきますよう、周知をお願いいたします。

ご注意いただきたい申請書（例）

① 療養費（治療用装具）

お住まいの市町村の子ども医療費の助成を受けるために、領収書等が必要となる場合があります。
あらかじめ、お住まいの市町村の担当部署へお手続きのご確認をお願いします。

② 出産育児一時金

海外出産に係る申請の際は、医師の証明や公的機関の書類等、出生が確認できる証明書の添付が必要です。他の機関への申請等、原本が必要となるかどうか、あらかじめご確認をお願いします。

※上記（例）の申請に関わらず、添付書類（領収書や証明書等）の原本の返却が必要な場合は、申請時、任意の付箋や用紙に「**原本返却希望**」の旨を記入のうえご提出ください。



出産育児一時金の 支給額の改定について

令和5年4月1日出産分より出産育児一時金が引き上げられました。

詳しくはこちらを
ご確認ください。



上記のお問い合わせは 業務グループ ☎ 027-219-2100 音声ガイダンス②

申請書の提出は郵送をお願いします。